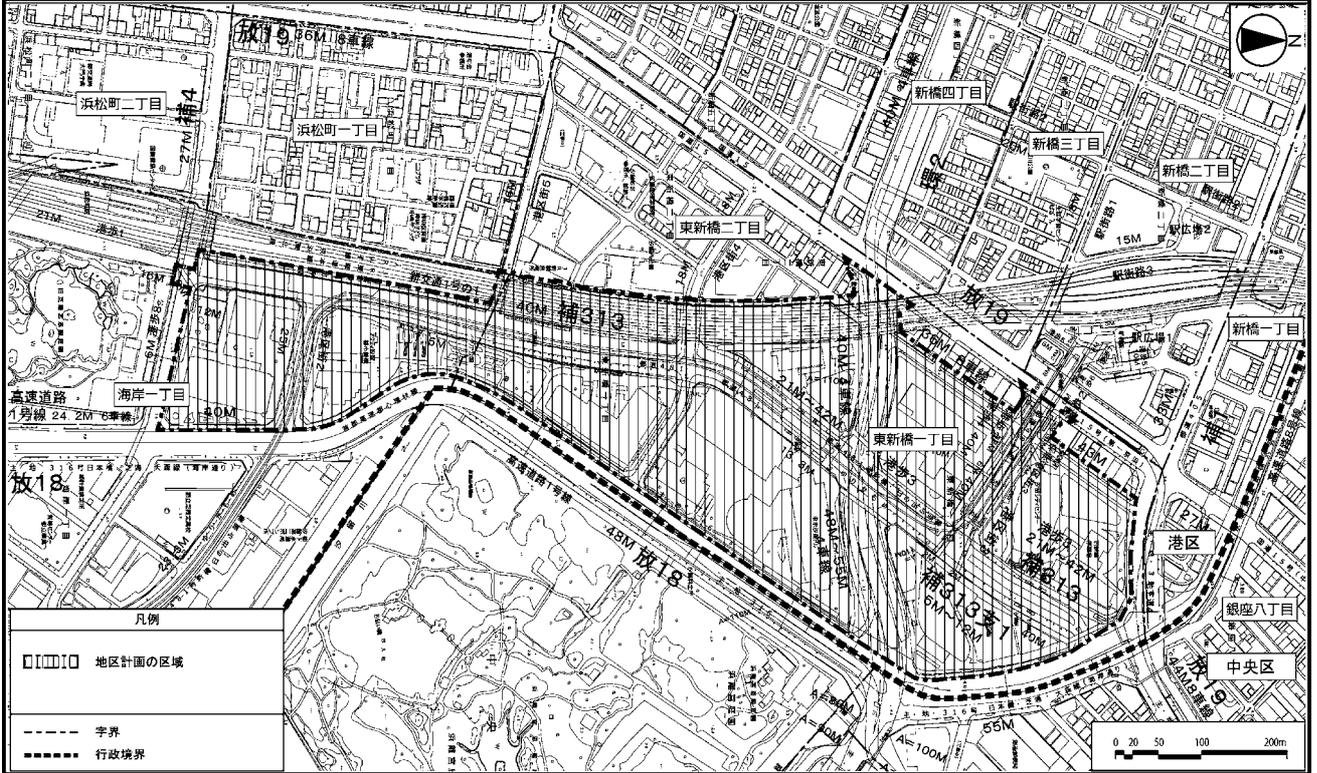


別図4

東京都市計画地区計画
汐留地区地区計画 区域図

[東京都決定]

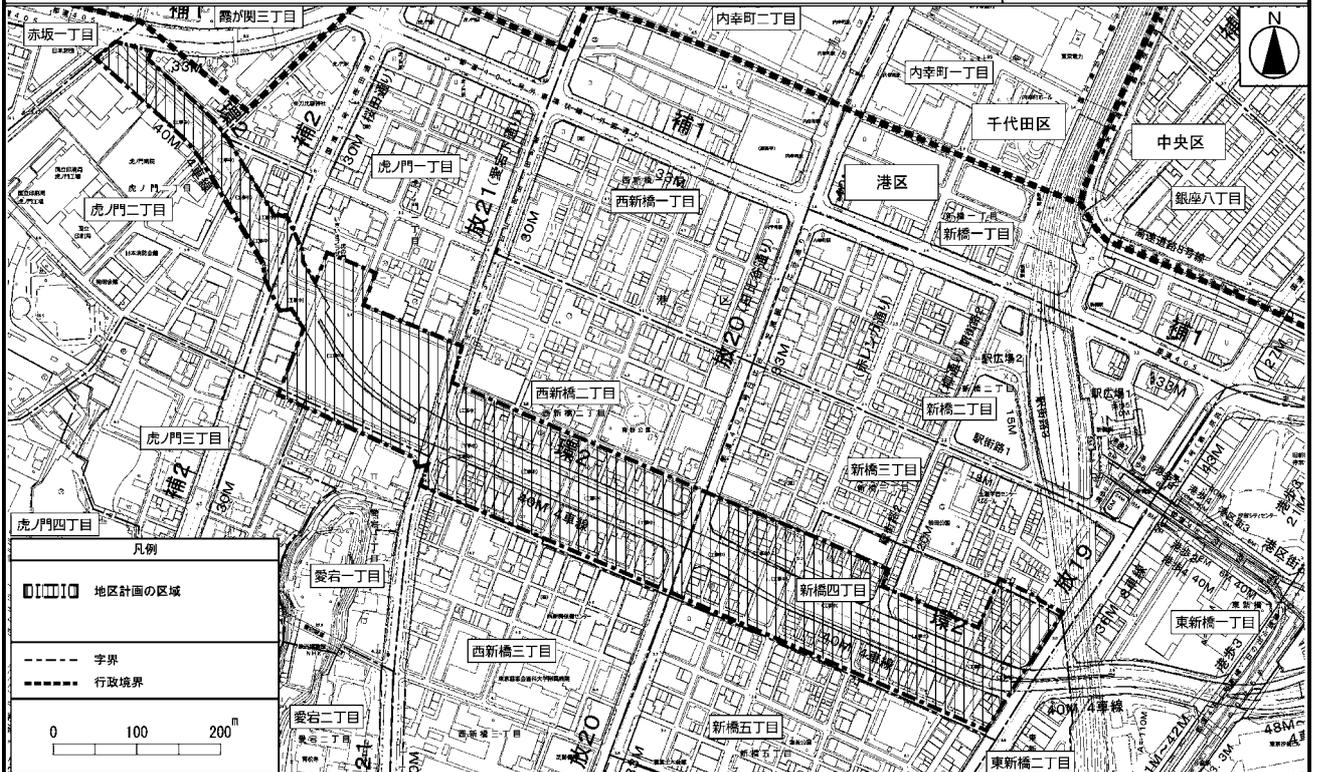


この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交者第76号 (承認番号) 2都市基街都第34号、令和2年6月12日(承認番号) 2都市基街第110号、令和2年8月21日

別図5

東京都市計画地区計画
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 区域図

[東京都決定]

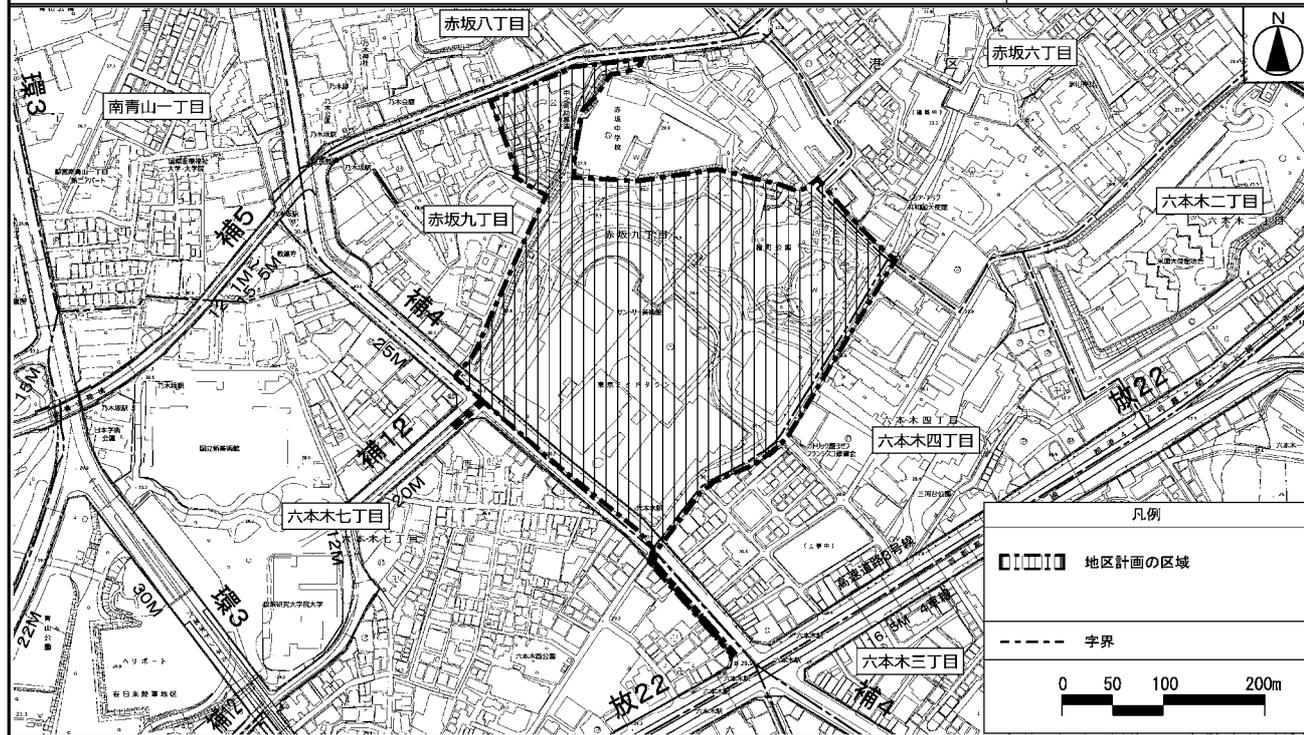


この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交者第76号 (承認番号) 2都市基街都第34号、令和2年6月12日(承認番号) 2都市基街第110号、令和2年8月21日

別図6

東京都市計画地区計画
赤坂九丁目地区地区計画 区域図

[東京都決定]

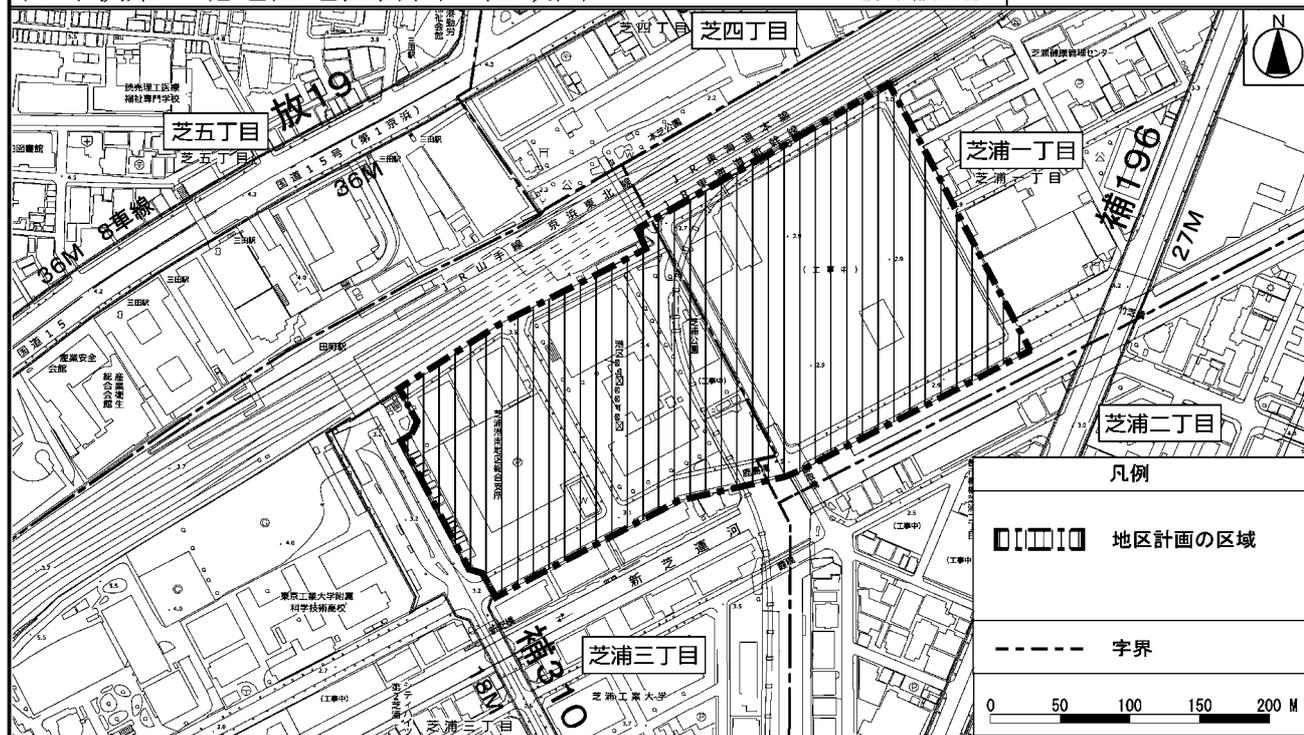


この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交著第76号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日 (承認番号) 2都市基街第110号、令和2年8月21日

別図7

東京都市計画地区計画
田町駅東口北地区地区計画 区域図

[東京都決定]

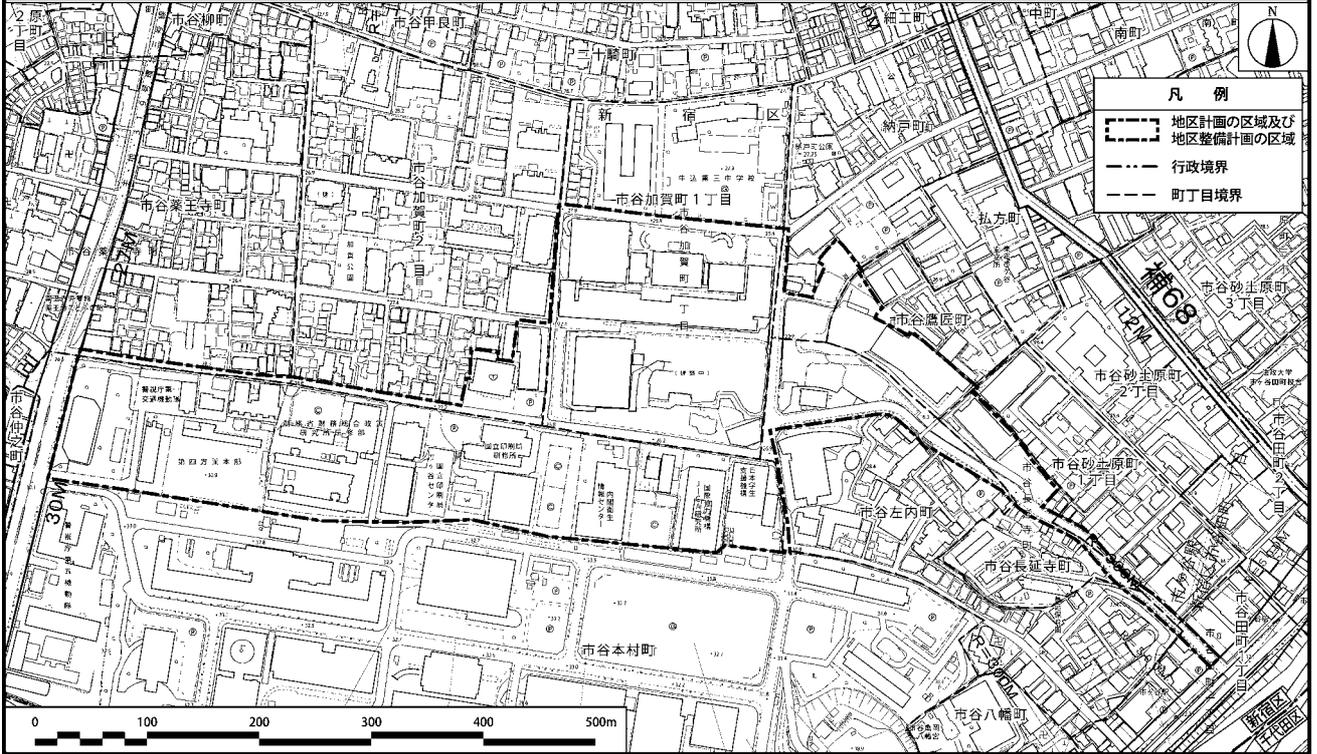


この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交著第76号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日 (承認番号) 2都市基街第110号、令和2年8月21日

別図8

東京都市計画地区計画
市谷本村町・加賀町地区地区計画 区域図

[東京都決定]

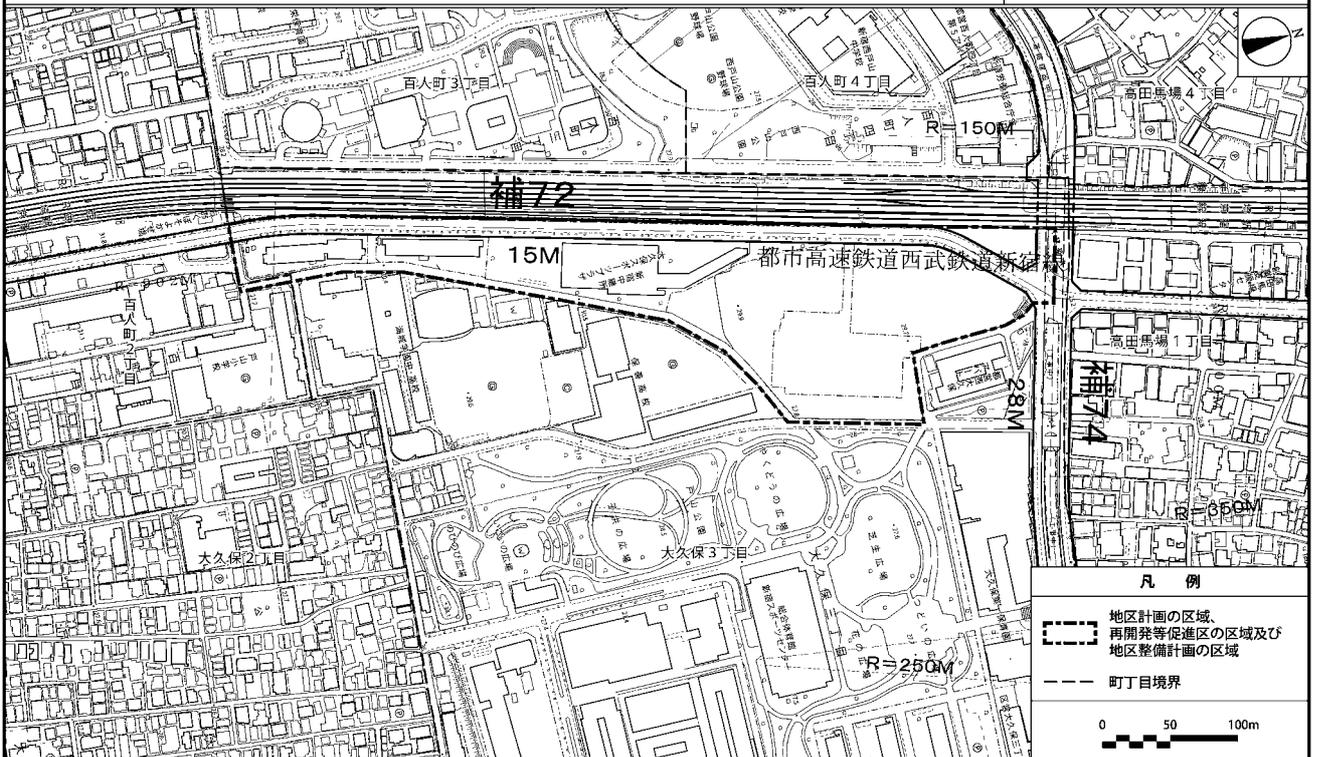


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して、作成したものである。(承認番号) 2都基交審第186号 (承認番号) 2都基基街第264号、令和3年1月14日(承認番号) 2都基基交審第60号、令和3年1月12日

別図9

東京都市計画地区計画
大久保三丁目西地区地区計画 区域図

[東京都決定]



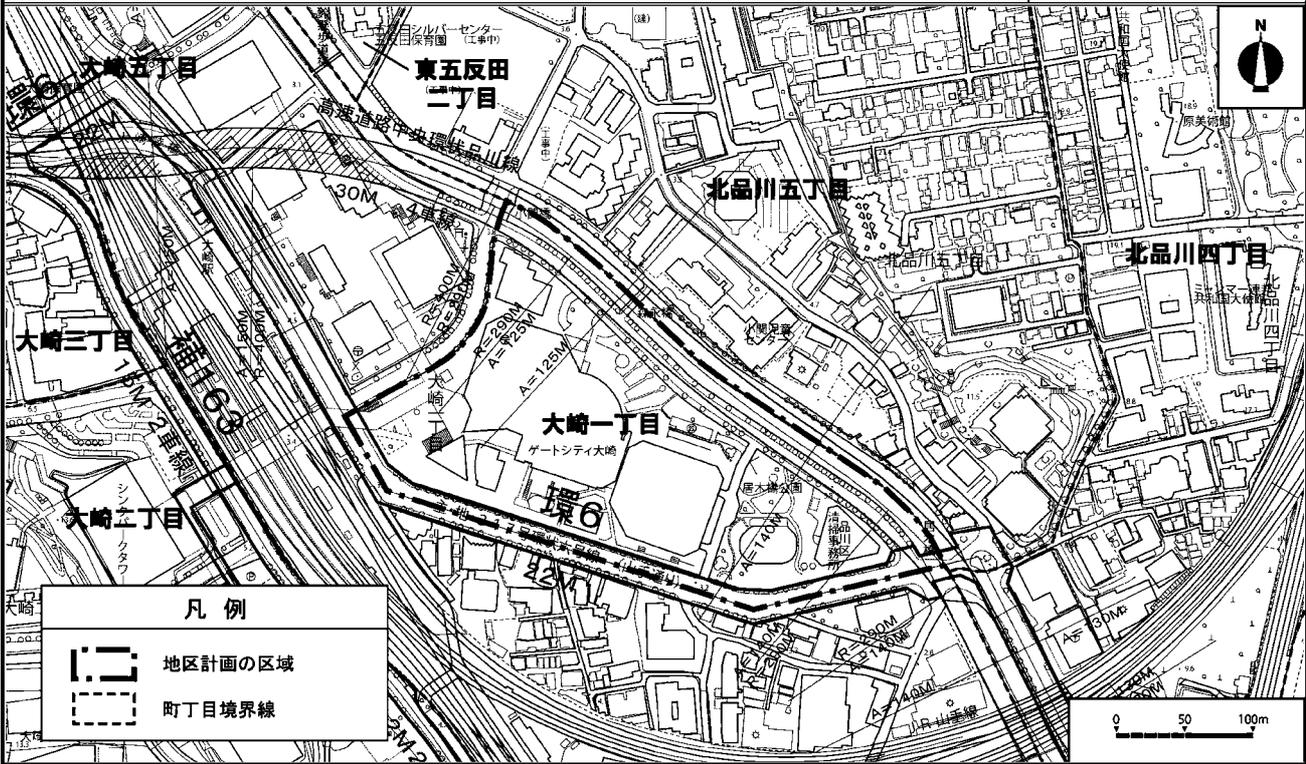
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して、作成したものである。(承認番号) 2都基交審第186号 (承認番号) 2都基基街第264号、令和3年1月14日(承認番号) 2都基基交審第60号、令和3年1月12日

別図 10

東京都市計画地区計画
大崎駅東口第2地区地区計画

区域図

[東京都決定]



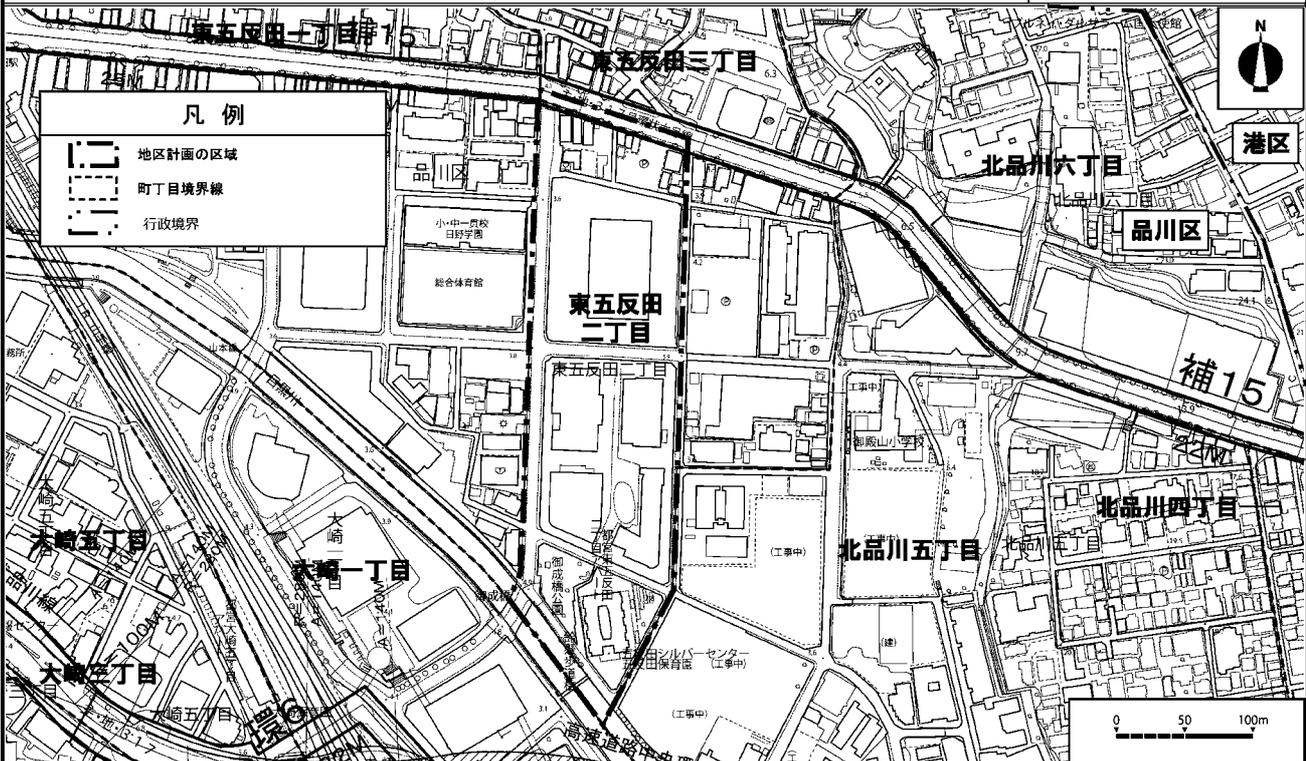
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号
(承認番号)4都市基街都第107号、令和4年6月27日

別図 11

東京都市計画地区計画
東五反田地区地区計画

区域図

[東京都決定]



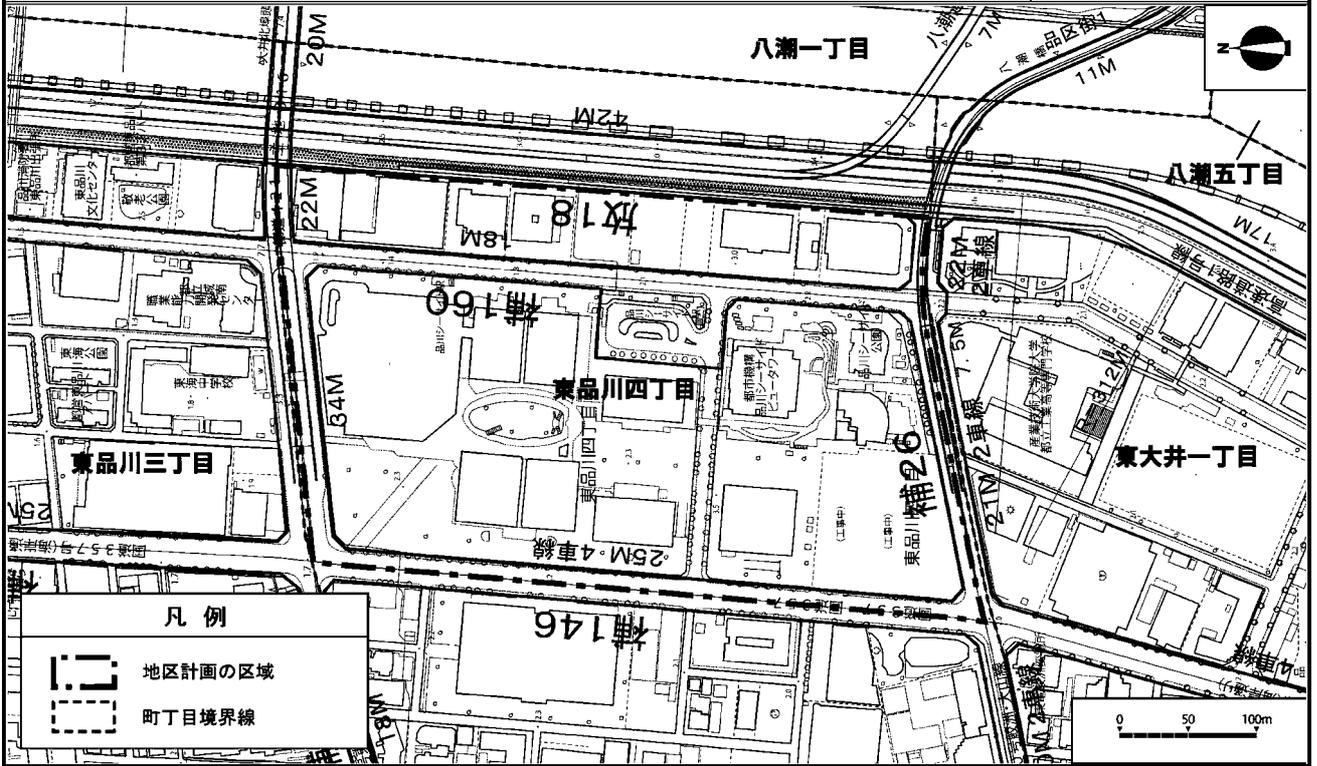
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号
(承認番号)4都市基街都第107号、令和4年6月27日

別図12

東京都市計画地区計画
東品川四丁目地区地区計画

区域図

[東京都決定]



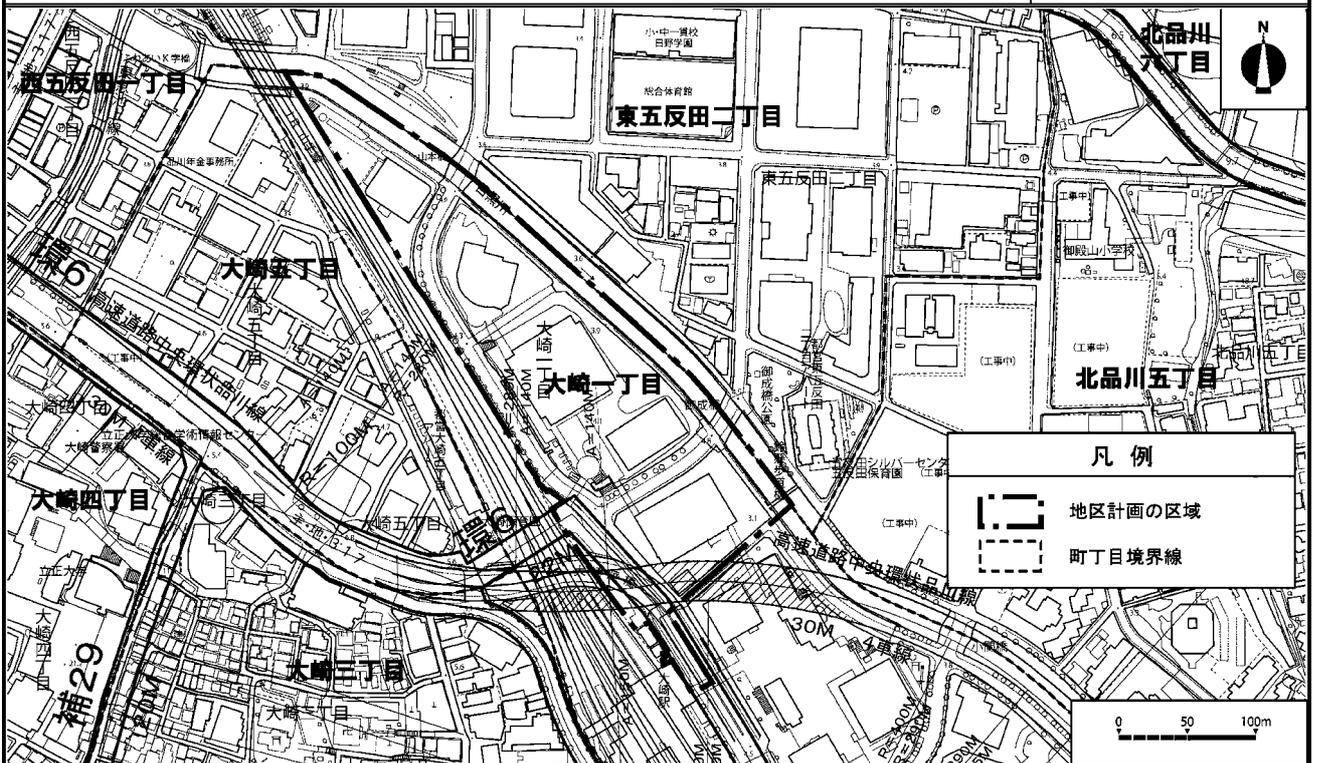
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号
(承認番号)4都市基街都第107号、令和4年6月27日

別図13

東京都市計画地区計画
大崎駅東口第3地区地区計画

区域図

[東京都決定]



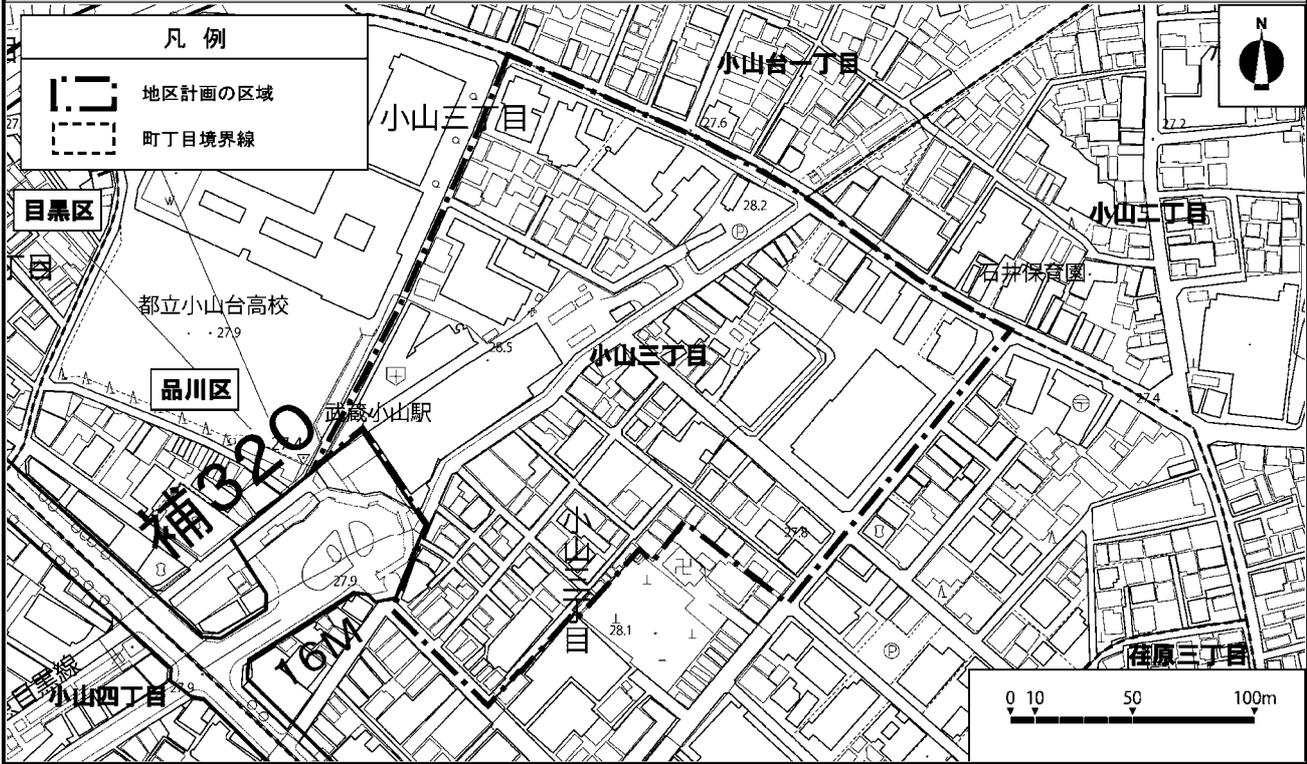
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号
(承認番号)4都市基街都第107号、令和4年6月27日

別図 14

東京都市計画地区計画
武蔵小山駅東地区地区計画

区域図

[東京都決定]



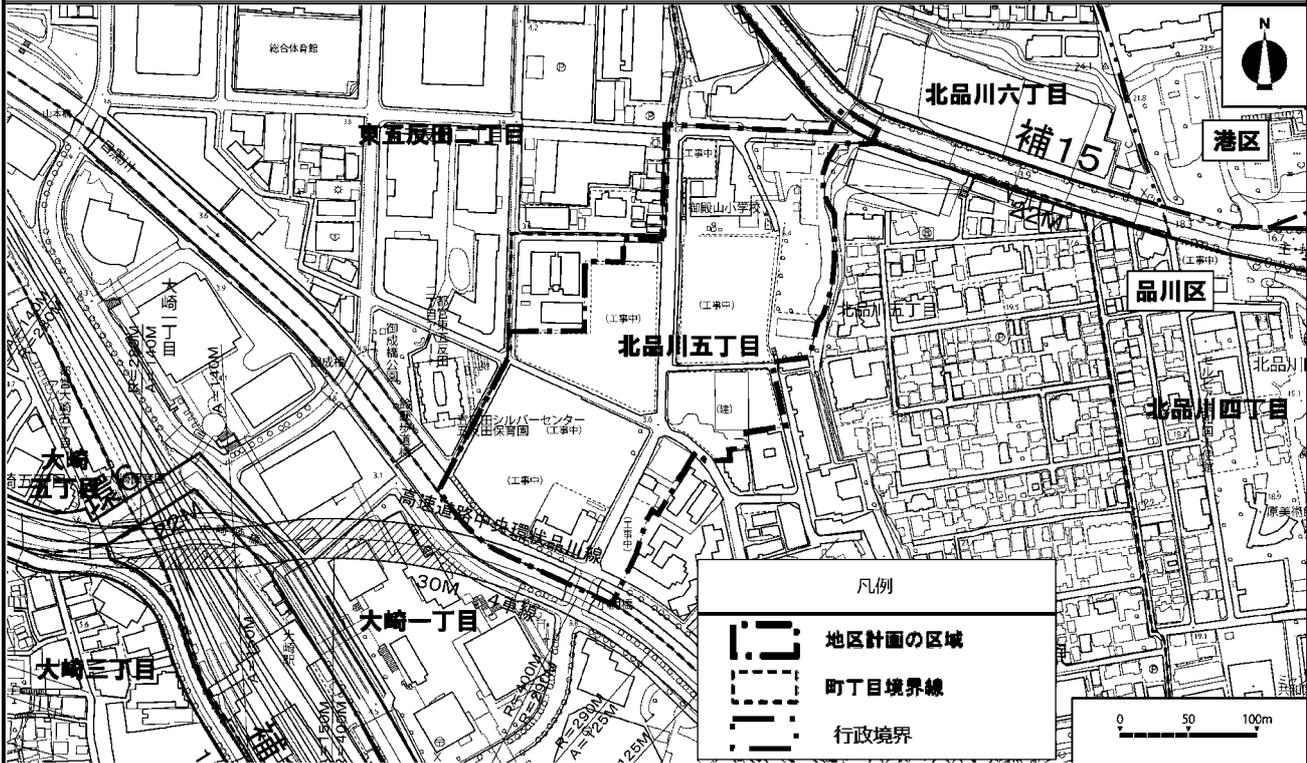
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号 (承認番号)4都市基街第107号、令和4年6月27日

別図 15

東京都市計画地区計画
北品川五丁目地区地区計画

区域図

[東京都決定]

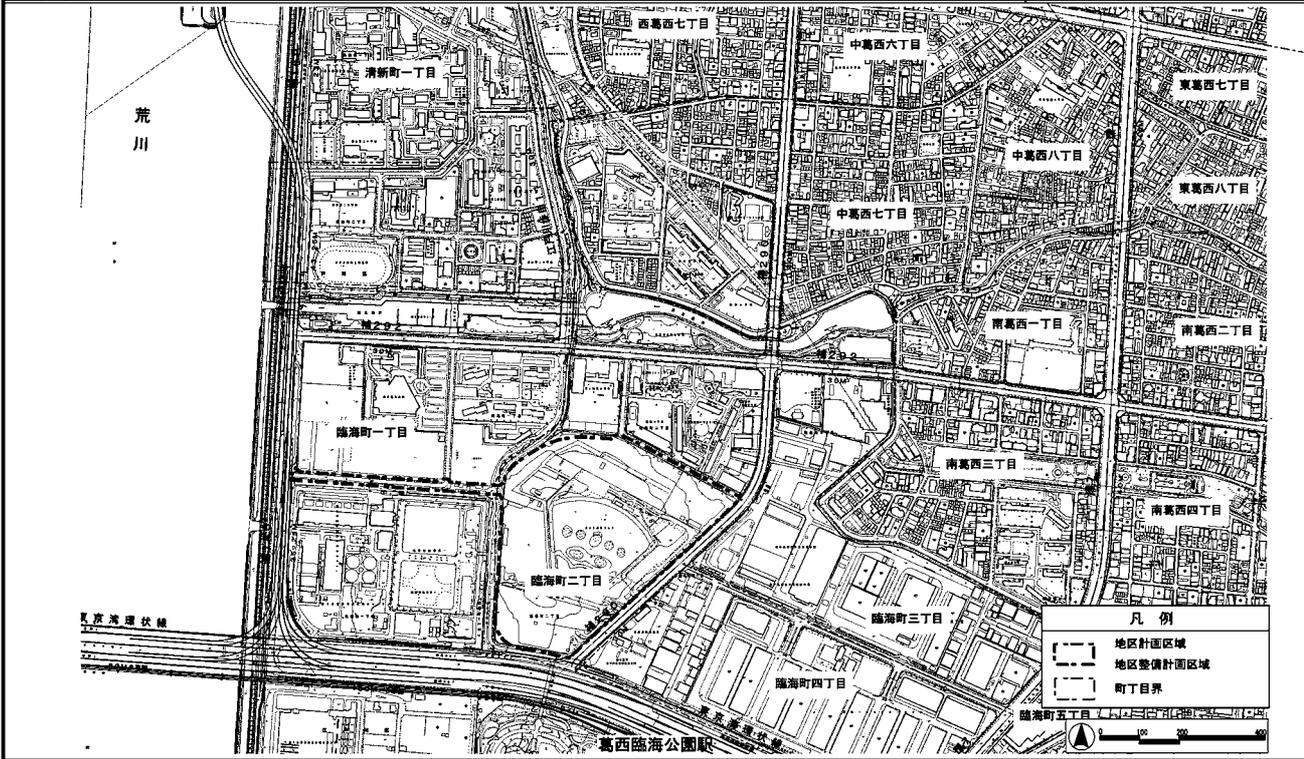


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交第68号 (承認番号)4都市基街第107号、令和4年6月27日

別図18

東京都市計画地区計画
臨海町二丁目地区地区計画 区域図

[東京都決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交第72号 (承認番号) 3都市基街都第65号、令和3年6月2日 (承認番号) 2都市基街第110号 令和2年8月21日

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年九月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

府中市四谷三丁目三十三番四 武蔵野市境二丁目二番二号
 十九、同番四十九地先及び三 株式会社飯田産業
 十五番七から同番十六まで 代表取締役 築地 重彦
 調布市染地一丁目二十六番四 新宿区西新宿二丁目六番一
 号新宿住友ビル三十一階
 アグレ都市デザイン株式会
 社

代表取締役 大林 竜一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
 あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年九月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
 令和四年九月二十日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 八王子OPA
- 二 店舗所在地 八王子市旭町一番十二号
- 三 設置者名 日本貨物鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号
- 五 変更前の設置者の代表者名 眞貝 康一
- 六 変更後の設置者の代表者名 犬飼 新
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社コーシンほか十二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社藤和ほか十四名
- 九 変更日 令和四年六月二十四日ほか
- 十 届出日 令和四年八月八日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 小名木川商業施設

二 店舗所在地 江東区北砂二丁目十六番一号ほか

三 設置者名 日本貨物鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

五 変更前の設置者の代表者名 眞貝 康一

六 変更後の設置者の代表者名 犬飼 新

七 変更日 令和四年六月二十四日

八 届出日 令和四年八月八日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ドン・キホーテ亀戸店
- 二 店舗所在地 江東区亀戸一丁目四十番二号
- 三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社
- 四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 白濱 満明
- 六 変更後の設置者の代表者名 平田 一馬

七 変更日 令和四年六月二十九日

八 届出日 令和四年八月九日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立竹ノ塚店
 - 二 店舗所在地 足立区伊興本町二丁目二十六番地十ほか
 - 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
 - 四 意見
 - ア 聴取者 足立区長
 - イ 概要 意見なし
 - ウ 収受日 令和四年八月二十六日
 - 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
 令和四年九月二十日
- 東京都知事 小 池 百合子

六 縦覧期間

七 縦覧時間

令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

